

議案第二十五号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年三月十二日

三朝町長 安田真一郎

平成二年参月貳拾参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町宮住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町宮住宅使用料徴収条例（昭和三十四年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七 平成元年度建設 第二種住宅 月額 二万六千七百八十円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。